

台風接近に伴う臨時休業措置の基本的な考え方

台風の接近による臨時休業措置の基本的な考え方を、下記に示させていただきます。

記

○気象庁の予報により、午前7時の時点で、江戸川区に

1. 「暴風特別警報」又は「大雨特別警報」が発表されている場合。
2. 「暴風警報」かつ「大雨警報」が同時に発表されている場合。
3. 江戸川区より、風水害時の対応として下記の発令が出た場合。
第三次態勢（おおむね2～3日前・広域避難）区外に避難する。
第二次態勢（おおむね1日前・避難所避難）垂直避難への切り替え
1～3の場合は、臨時休業とします。

○下校時刻の時点で、江戸川区に

1. 「暴風雨特別警報」又は「大雨特別警報」が発表されている場合。
2. 「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発表されている場合は
学校待機もしくは保護者引き渡しとします。

その他

1. 臨時休業にならなかった場合であっても、ご家庭で登校するのに危険であると判断する場合は、登校できる状態になるまで自宅で待機させてください。その場合は、遅刻・欠席にはなりません。
2. 登校時には、河川の増水や強風による物の飛来、自動車や自転車に十分注意するようにご指導ください。また、状況に応じて着替え用のジャージや靴下等を持たせてください。ジャージやカップ、レインコートで登校し、学校で着替えても構いません。
3. 第一次態勢（おおむね1日前・自主避難）は、通常登校です。